

台東區災害時備蓄物資等整備指針

令和7年3月

台東區

目次

第一章 本指針について	1
1. はじめに.....	1
2. 本指針と SDGs の関係.....	2
第2章 基本的な考え方	3
1. 基本的な考え方	3
2. 想定地震.....	3
3. 区内備蓄物資の供給対象者について	4
(1) 供給対象者	4
(2) 避難所避難者数及び供給食料数の推移	4
4. 防災備蓄の区分	4
(1) 公的備蓄	4
(2) 家庭内備蓄	5
(3) 事業所備蓄	5
第3章 公的備蓄.....	6
1. 集中管理分備蓄、分散管理分備蓄	6
(1) 集中管理分備蓄	6
(2) 分散管理分備蓄	6
(3) 備蓄の品目	6
2. 二次避難所管理分備蓄.....	8
3. 帰宅困難者対策施設管理分備蓄.....	8
(1) 帰宅困難者用目標備蓄数	8
(2) 帰宅困難者対策備蓄の主な品目	8
(3) 備蓄物資の見直しについて.....	9
4. 区職員用事業所備蓄	9
5. 流通物資.....	10
第4章 家庭内備蓄	11
1. 食料・飲料水.....	11
2. 生活関連用品.....	11

第5章 事業所備蓄	13
第6章 防災備蓄倉庫	14
1. 備蓄倉庫について	14
(1) 拠点防災備蓄倉庫	14
(2) 集積防災備蓄倉庫	14
(3) 避難所防災備蓄倉庫	14
(4) 二次避難所防災備蓄倉庫	15
(5) 帰宅困難者対策防災備蓄倉庫	15
(6) 広域防災備蓄倉庫	15
2. 倉庫所在地等	15
3. エリア別防災拠点備蓄倉庫、避難所相関図	17
第7章 支援物資等輸送	19
1. 支援物資	19
2. 地域内輸送拠点	20
3. 地域内輸送拠点と拠点防災備蓄倉庫と各避難所間の輸送体制	20
4. 物資輸送協定	21
第8章 災害備蓄物資の管理	22
1. 備蓄物資の入替について	22
(1) 食料品・医療品・衛生用品・生活用品	22
(2) 資器材	22
2. フードロス対策について	22
3. 備蓄物資の見直し等について	22
(1) 物資の適正配置について	22
(2) 令和7年1月内閣府公表「災害用物資・資機材等の備蓄状況調査」結果について	22
4. その他	23
(1) デジタル化の推進	23
(2) 避難所運営委員会との連携	23

第一章 本指針について

1. はじめに

『災害備蓄は、生命(いのち)をつなぐ大切な存在である』

本区では、地震等の大規模災害に備えて、飲料水、食料、日常生活用品等の物資を計画的に備蓄しています。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、甚大な人的、物的被害が発生しました。また、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、道路や鉄道等も大きな被害を受けたことから、流通機能が停滞し、被災地では、避難所等への物資輸送の困難性など、需要と供給に係る様々な課題が浮き彫りとなりました。

『災害備蓄は、生命(いのち)をつなぐ大切な存在である』ことの重要性を鑑み、本区の備蓄に関する基本的な事項を整理した「台東区災害時備蓄物資等整備指針」を策定いたしました。

本指針では、令和6年7月に修正した本区の地域防災計画を踏まえ、平常時からの家庭、地域及び事業所での備蓄といった「自助」「共助」の取り組みを基本とし、それらの備蓄を補完するものとして、「公助」による備蓄を行うものとします。

さらに、区の備蓄物資の管理状況などの可視化を図ることにより、備蓄品が「そこに！ある、すぐに！わかる、使える」よう整備を行います。

本指針の策定を契機とし、これまで以上に家庭、地域及び事業所による自主的な備蓄を促進するとともに、本区における公的備蓄の他、連携、協定等に基づく物資供給の強化を図り、さらなる防災力向上に努めていきます。

2. 本指針とSDGsの関係

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国連加盟国が平成28年から令和12年までの15年間で達成を目指す国際目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が位置付けられました。SDGsは、17の目標と169のターゲットで構成されています。

本計画では、備蓄の役割や備蓄の品目・種類、防災備蓄倉庫の役割、支援物資等の輸送体制、備蓄物資の管理方法を示し、公助による備蓄品を確保し、供給するための取組みものであり、SDGsの目標6及び目標11に関連しています。

SDGsの目標6では「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。」としています。また、目標11「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する。」としています。

本区においても、これらの目標の達成に向けて、本計画の着実な推進を図ってまいります。



第2章 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

大規模地震等の発生直後は、交通インフラの寸断等により流通機能が停止し、発災から3日間(72時間)程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定されます。

この間生命(いのち)をつなぎ、避難生活を送るために最低限必要な物資は、各家庭等の自助による備蓄(3日分、できれば7日分)や町会等の共助による備蓄を基本とし、それらの備蓄を補完するものとして、区等の公助による備蓄品の供給を行うものとしします。

この考えに従い、本区では想定している避難者の発災後3日分の食料品を備蓄することを基本とします。

なお、被害想定や社会情勢の変化、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じて検討を加え、適宜修正します。

2. 想定地震

東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書 令和4年5月」(以下、「都被害想定」)では、都心南部直下地震(冬の夕方、風速8m/秒)は、首都機能に対して直接的な影響を与えるため、首都直下地震対策をするうえで中心となる地震として位置付けられています。本指針では、都心南部直下地震を想定地震とします。

地震名	都心南部直下地震
震源	東京都23区南部
規模	マグニチュード7.3
震源の深さ	約49km
人口	昼間人口：303,931人 夜間人口：211,444人
時期・時刻	冬・夕方
風速	8m/秒

※「首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月公表)より」

3. 区内備蓄物資の供給対象者について

(1) 供給対象者

「東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)」では、「区市町村は都と連携して、分散備蓄等により、発災後3日分の備蓄の確保に努める。」「必要備蓄量の算出に当たっては、都被害想定における当該区市町村の発災から3日目までの最大避難所避難者数(一定数の避難所外避難者を含む※)等を基準とする。」とされていることを踏まえ、台東区における発災から3日目までの避難所避難者(一定数の避難所外避難者を含む)を供給対象者とします。

※「一定数の避難所外避難者を含む」は、阪神・淡路大震災における被害実績を踏まえて、食料を必要とする避難者が避難所避難者の20%相当いると想定

(2) 避難所避難者数及び供給食料数の推移

避難所避難者の発災からピークとなる4日目までの避難者数と、公的備蓄必要者への供給食料数の推移は以下のとおり。

	1日目	2日目	3日目	4日目
避難所避難者数	25,609人	31,621人	37,633人	43,646人
供給食料数※	92,193食	113,836食	135,479食	

※供給食料数＝避難所避難者数×1.2×3食

なお、4日目以降については国、都及び応援市区町村等からの支援物資が見込まれるため、供給食料数は算出しない。

4. 防災備蓄の区分

(1) 公的備蓄

区が計画的に必要な物資を備蓄するものです。

区民に向けた備蓄として「集中管理分備蓄」、「分散管理分備蓄」、「二次避難所管理分備蓄」、来街者に向けた備蓄として「帰宅困難者対策施設管理分備蓄」、区職員に向けた備蓄として「事業所備蓄」があります。

その他民間事業者等との協定に基づき提供される物資として「流通物資」があります。

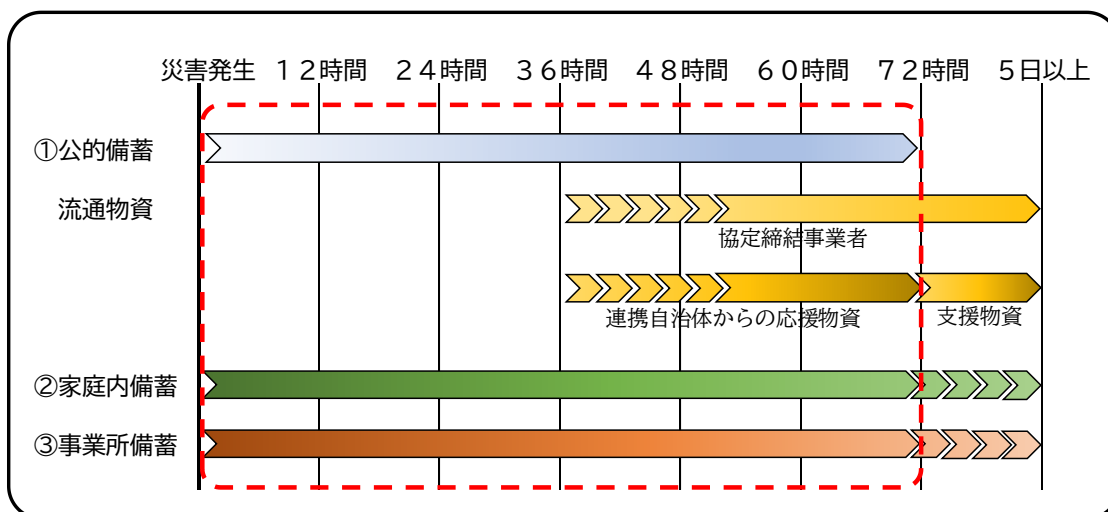
(2) 家庭内備蓄

災害により物流が途絶えた場合に備え、各家庭が食料・飲料、医療品等、必要な物資を（3日分、できれば7日分）備蓄するものです。

(3) 事業所備蓄

災害発生時、企業等の施設内に一定期間待機するため、東京都帰宅困難者対策条例にて「従業員の3日分の食糧等の備蓄についての努力義務を課します。」とされています。

《防災備蓄品区分別対応》



第3章 公的備蓄

1. 集中管理分備蓄、分散管理分備蓄

一次避難所避難者等を対象とした備蓄品を、それぞれの用途や管理方法の違いから、「集中管理分備蓄」と「分散管理分備蓄」に分類します。

(1) 集中管理分備蓄

集中的に管理することが望ましい（分散して管理することの優位性がない）とされる以下の品目を集中管理分備蓄とします。

- ・主に2日目以降避難所で必要となる備蓄品
- ・避難所避難者以外で食料を必要とする区民に対する備蓄品

(2) 分散管理分備蓄

区内で分散して管理することが望ましいとされる以下の品目を分散管理分備蓄とします。

- ・主に発災初日に避難所で必要となる備蓄品

(3) 備蓄の品目

区では、国が示している基本8品目（食料、毛布、乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品）や避難所生活において必要とされる品目を備蓄しています。

●食料品

おかゆパック	アルファ化米（個食）	ビスケット
玄米スナック	飲料水	粉ミルク
粉ミルク（アレルギー対応）	液体ミルク	豚汁

●医療品

救急箱	医療品箱	担架
簡易担架	四折担架	介護用シーツ

●衛生用品

おしりふき	からだふき	紙おむつ（大人用S）
紙おむつ（大人用M）	紙おむつ（大人用L）	紙おむつ（新生児用）
紙おむつ（子供用S）	紙おむつ（子供用M）	紙おむつ（子供用L）
紙おむつ（子供用ビッグ）	哺乳瓶	乳首セット（S・Y）
哺乳瓶消毒器	ベビー綿棒	乳児用爪切り
赤ちゃん用ワセリン	生理用品（昼用）	生理用品（夜用）
非常用排便収納袋	トイレトーパー	簡易トイレ
マンホール用トイレ（小）	マンホール用トイレ（大）	マンホール用マルチトイレ
マンホール用クワトロトイレ	自動ラップ式トイレ	消毒液
使い捨てゴム手袋	使い捨てペーパータオル	使い捨てマスク
フェイスシールド	非接触型温度計	薬用洗口液

●生活用品

圧縮マット	毛布	折りたたみベッド
乳児用段ボールコット	授乳服セット	飲料水用水槽
水袋	カセットガス	カセットコンロ
紙コップ	車椅子	ゴミ袋
白杖	パックタオル	木炭
ラップ	筆談ボード	防犯ブザー

●資器材

D級ポンプ	懐中電灯	水電池式ライト
仮設風呂	かまどセット	かまど本体
コンロ（七輪）	煮炊きレンジ	かまど燃料
固形燃料	ガソリン缶詰セット	ガソリン携行缶
軍手	コードリール	浄水器
スタンドパイプセット		

●その他

子供支援おもちゃ	災害時緊急 BOX	運営委員用ベスト
----------	-----------	----------

2. 二次避難所管理分備蓄

介護等心身の状況により特に配慮を要し、一次避難所での避難生活が難しい高齢者・障害者・妊産婦等を受け入れるための福祉施設等を二次避難所として指定しています。二次避難所での避難生活において想定される品目を選定し、備蓄します。

3. 帰宅困難者対策施設管理分備蓄

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルや大規模集客施設などにおいて混乱が想定されます。

都では、平成24年3月30日に「東京都帰宅困難者対策条例」が制定され、救助・救命活動の妨げや、徒歩帰宅中に余震等で二次災害に遭うおそれがあるため、災害発生から72時間はむやみに移動しないことが求められています。そのため事業者は、一斉帰宅抑制や3日間の待機に耐えられるよう3日分の備蓄を行うことが呼びかけられています。

従って本区では、帰宅困難者対策として発災後3日分の備蓄をすることを基本とします。

(1) 帰宅困難者用目標備蓄数

区立施設等における一時滞在施設の収容人数4,349人（令和7年3月現在）の3日分を基本的な目標備蓄数とします。

(2) 帰宅困難者対策備蓄の主な品目

●食料品

アルファ化米	ビスケット	飲料水
--------	-------	-----

●医療品

救急箱	折りたたみ式担架
-----	----------

●衛生用品

消毒液	使い捨てマスク
-----	---------

●生活用品

圧縮マット	アルミブランケット	紙コップ
-------	-----------	------

(3) 備蓄物資の見直しについて

今後、都や他自治体の動向を踏まえ、粉ミルクやおむつなどの要配慮者向け物資の拡充及び見直しを検討します。

4. 区職員用事業所備蓄

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、区職員が発災時に区施設内に一定期間待機、もしくは通常業務や災害対策業務を行うため、3日分の食料を備蓄します。

その他、災害対策業務に必要な備品、資器材も備蓄します。

5. 流通物資

民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、発災時に相手方から調達する物資のことで、公的備蓄と同様に取り扱います。

本区では以下のとおり、発災時に様々な物資調達をすることを目的とし、多くの団体や企業と協定を締結しています。

協定名	相手方	内容
災害時における応急物資の調達に関する協定	株式会社松坂屋東京上野支店	応急物資の調達
	株式会社松屋浅草支店	
	株式会社いなげや入谷店	
	株式会社ぱぱす	
	株式会社ココスナカムラ	
災害時における物資の供給に関する協定	コーナン商事株式会社	
災害時における米穀供給に関する協定	東京都米穀小売商業組合台東支部	米穀の確保と優先供給
災害時における公衆浴場井戸の使用に関する協定	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合台東支部	生活用水及び飲料水の確保
災害時における段ボール製簡易ベッド等の調達に関する協定書	興亜紙業株式会社	段ボールベッド等の確保
災害時における畳の提供に関する協定書	「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会	畳の提供
簡易間仕切りシステムの供給に関する協定書	NPO ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	簡易間仕切りシステムの供給
災害時における石油等の供給に関する協定	東京都石油商業組合台東墨田支部 上野、浅草、蔵前ブロック	燃料や石油類の供給

第4章 家庭内備蓄

平常時から在宅避難を想定して、防災用品を準備するとともに、日用品や日頃から食べている食品を少し多めに購入し、使った分だけ補充する「ローリングストック法」等、家庭内で防災を意識できるよう、備蓄をすることが重要です。

【家庭内備蓄のポイント】

1	長期保存に耐えられるものであり、保存期限を確認しながら日常生活で利用することで常に備蓄がある状態にできるもの（ローリングストック法）。
2	そのまま食べられるか、お湯（または水）を加える程度の簡単な調理で、手間のかからないもの。
3	常温で保管でき、持ち運びが便利なもの。
4	必要最低限のエネルギーや栄養を補給できるもの。
5	乳幼児、高齢者、アレルギーなど、各家庭の状況に応じたもの。

1. 食料・飲料水

分類	品目
主食	米、餅、長期保存パック食品（白米・五目ごはん・おかゆ） 乾麺（ラーメン、そば、うどん、パスタ） など
主菜	缶詰・瓶詰（肉・魚類）、レトルト食品 など
副菜	インスタント味噌汁 など
飲料	ミネラルウォーター（1人1日3ℓ）、スポーツ飲料 野菜ジュース、スープ缶詰、お茶類（ペット・缶） など
調味料	砂糖、塩、しょうゆ、みそ、ソース、コンソメ など
その他	補助栄養食品（ゼリー飲料、バランス栄養食品） お菓子、缶詰（果物）、健康飲料粉末 など

2. 生活関連用品

発災直後から可能な限り安定した避難生活を送るためには、家族構成などに応じて予め必要なものを用意することが大切です。また、最低限必要な物品は日ごろからすぐに持ち出せるよう、取り出しやすい場所に保管しておくことが望ましいです。

●生活必需品

分類	品目
生活用品	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、軍手、ビニール袋、ラップ、アルミホイル など
衛生用品	救急箱、マスク、常備薬、処方箋、除菌ウエットティッシュ、使い捨てコンタクトレンズ、口腔ケア用品、タオル など
食器等	割り箸、紙コップ、紙皿、鍋、ラップ など
トイレ用品	携帯トイレ（1人1日5枚を目安）、汚物処理袋、脱臭剤、凝固剤、厚手のゴミ袋 など

●女性用品・乳幼児用品・高齢者用品・ペット用品

分類	品目
女性用品	生理用品、基礎化粧品 など
乳幼児用品	粉ミルク、液体ミルク、アレルギー対応離乳食 おしりふき、おむつ、使い捨て哺乳瓶 など
高齢者用品	入れ歯洗浄剤、おむつ、補聴器、老眼鏡、おかゆ など
ペット用品	ペットフード、ペット用首輪、リード、ペット用ケージ、 ペット用のトイレ用品、ペット用食器 など

●災害に備えて準備し、定期的に使用確認等を行うもの

分類	品目
照明器具	懐中電灯、LEDランタン、ヘッドライト など
生活用品	カセットコンロ、携帯ラジオ、携帯電話充電器、 など
燃料類	カセットボンベ、乾電池 など
その他	給水袋、ポータブルストーブ、使い捨てカイロ、クーラーボックス、 レインコート、万能ナイフ、リュックサック など

第5章 事業所備蓄

企業、施設管理者等は、災害発生時において来場者または従業員等の安全確保を第一に取組むとともに、一斉帰宅を抑制するほか事業継続を行うために必要な備蓄を行う必要があります。

そこで、3日間程度の食料の備蓄を確保し、可能であれば帰宅等の安全が確保できるまでの間、従業員等を待機させる対策をとります。

また、定期的な防災訓練等において備蓄食料を使用することにより、定期的な更新を図るとともに、従業員等の防災意識の醸成を図る必要があります。

【事業所備蓄の例】

分類	品目
資機材等	ラジオ、ヘルメット、懐中電灯、乾電池、救急箱、発電機、投光器、防水シート、テント、ポリタンク など
生活必需品	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ウエットティッシュ、使い捨てカイロ、毛布、ゴミ袋 など
食料品	ミネラルウォーター、長期保存パック食品（白米・五目ごはん・おかゆ）、缶詰、カップ麺、フリーズドライ食品（野菜・果物）など

第6章 防災備蓄倉庫

都心部に位置する本区の各施設では、空間利用の優先度から確保できる備蓄倉庫のスペースに限りがあります。各施設で使用する備蓄品は全てその施設内に備蓄することが望ましいですが、全ての備蓄倉庫に保管できない現状にあります。そのため、本区では避難所での備蓄をエリア単位で管理します。

1. 備蓄倉庫について

(1) 拠点防災備蓄倉庫

区内を6エリアに分け、各エリア内で最も利便性の高い倉庫をエリアの拠点防災備蓄倉庫とし、エリアの公的備蓄を担う拠点として運用します。

拠点防災備蓄倉庫には、公的備蓄の内、以下の備蓄品を備蓄します。

- ・ 2日目以降避難所で必要となる備蓄品、及び避難所避難者以外で食料を必要とする区民に対する備蓄品（集中管理分備蓄）
- ・ 避難所防災備蓄倉庫の規模により、保管できない発災初日に避難所で必要となる備蓄品（分散管理分備蓄）
- ・ 二次避難所防災備蓄倉庫の規模により、保管できない二次避難所管理分備蓄

(2) 集積防災備蓄倉庫

各エリアにある拠点防災備蓄倉庫を除き、区が管理する防災備蓄倉庫を「集積防災備蓄倉庫」とし、各拠点防災備蓄倉庫を補完する倉庫として運用します。

集積防災備蓄倉庫には、公的備蓄の内、以下の備蓄品を備蓄します。

- ・ 拠点防災備蓄倉庫の規模等により、保管できない備蓄品
- ・ 備蓄品の輸送効率を考慮し、拠点防災備蓄倉庫より集積防災備蓄倉庫に備蓄することが望ましいとされる備蓄品
- ・ 区職員用事業所備蓄

(3) 避難所防災備蓄倉庫

各避難所施設及びその付近に整備した倉庫を避難所防災備蓄倉庫とし、発災初日から避難所で必要となる備蓄品（分散管理分備蓄）を備蓄します。

(4) 二次避難所防災備蓄倉庫

各二次避難所施設に整備した倉庫を二次避難所防災備蓄倉庫とし、二次避難所で必要となる備蓄品（二次避難所管理分備蓄）を備蓄します。

(5) 帰宅困難者対策防災備蓄倉庫

台東区一時滞在候補施設の他、区内一部倉庫を帰宅困難者対策防災備蓄倉庫とし、帰宅困難者対策施設管理分備蓄を備蓄します。

(6) 広域防災備蓄倉庫

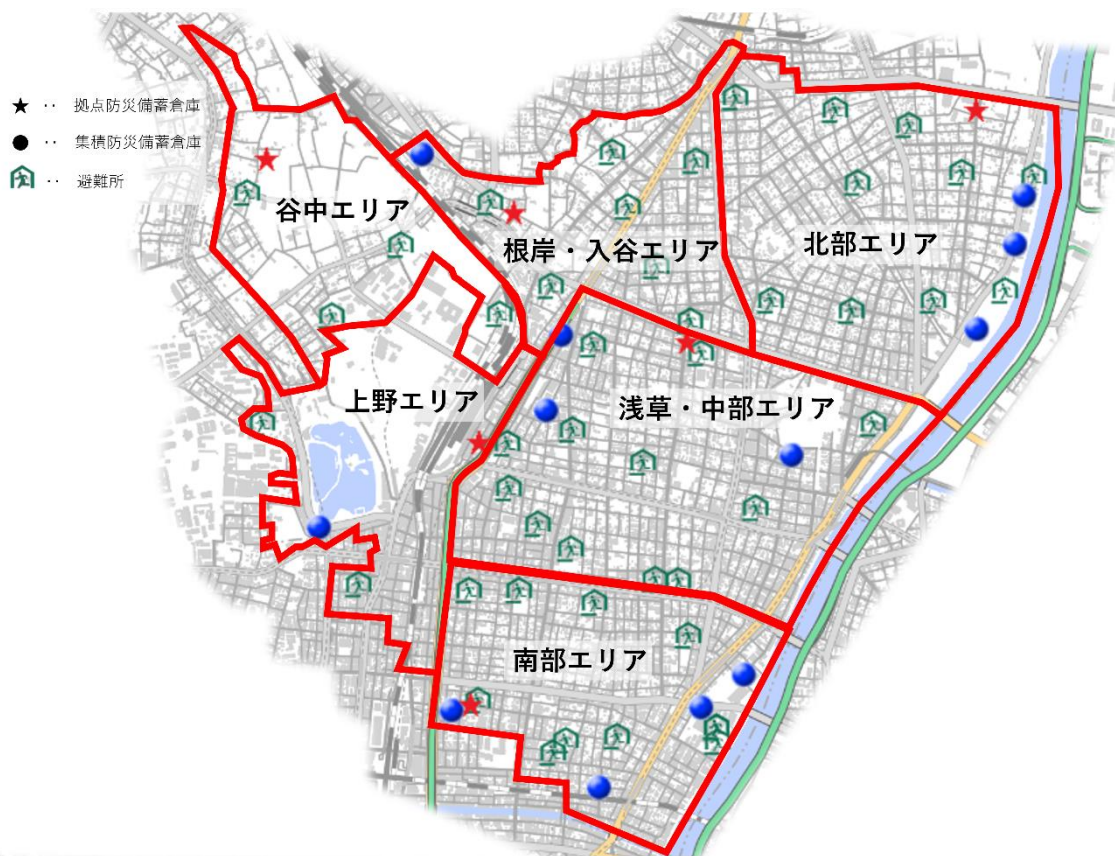
大規模災害におけるリスクの分散化等を図るため、新たに広域防災備蓄倉庫を整備し、食料品等の備蓄に努めます。また、本区が姉妹・友好都市等からの支援物資を一時的に受け入れる「一時受入拠点」とし、輸送力の向上を図ります。

2. 倉庫所在地等

区分	倉庫名称 ※()内は一時移転先を指す	住所	倉庫名称 ※()内は一時移転先を指す	住所
拠点防災備蓄倉庫	清川清掃車庫	清川2-24-26	台東複合施設	台東1-25-5
	上野7丁目倉庫	上野7-4-5	生涯学習センター	西浅草3-25-16
	防災広場根岸の里	根岸3-12	谷中防災コミュニティセンター	谷中5-6-5
集積防災備蓄倉庫	浅草公会堂	浅草1-38-6	台東保健所	東上野4-22-8
	北上野1丁目防災備蓄倉庫	北上野1-11-6	オーケーストア橋場店	橋場1-1-15
	上野地区センター	池之端1-1-12	河川敷倉庫	蔵前2-9-8
	台東寮	台東1-11-10	蔵前JPテラス	蔵前1-3-25
	山谷堀広場	浅草7-1-22	防災用根岸職員住宅	根岸2-20-9
	ヒューリック浅草橋ビル	浅草橋1-22-16	コーナンPRO浅草店	今戸2-26-10
避難所防災備蓄倉庫	旧下谷小学校 (東上野5丁目)	東上野4-7-9 (東上野5-14)	石浜小学校	清川1-14-21
	旧坂本小学校 (忍岡中学校)	下谷1-12-8 (上野公園18-20)	蔵前小学校	蔵前4-19-11
	旧柳北小学校	浅草橋5-1-35	御徒町台東中学校	台東4-13-16
	たなか多目的センター	日本堤2-25-4	忍岡中学校	上野公園18-20
	台東区中小企業振興センター	小島2-9-10	駒形中学校	北上野2-15-1
	竜泉福祉センター	竜泉2-10-6	柏葉中学校	下谷3-1-29

区分	倉庫名称 ※()内は一時移転先を指す	住所	倉庫名称 ※()内は一時移転先を指す	住所
避難所防災備蓄倉庫	平成小学校	台東4-21-15	上野中学校	上野桜木1-14-55
	忍岡小学校	池之端2-1-22	浅草中学校	蔵前1-3-4
	根岸小学校	根岸3-9-8	桜橋中学校	今戸2-1-8
	大正小学校	入谷2-23-8	都立白鷗中学校	元浅草3-12-12
	黒門小学校	上野1-16-20	都立上野高校	上野公園10-14
	金曾木小学校	根岸4-16-22	都立忍岡高校	浅草橋5-1-24
	東泉小学校	三ノ輪1-23-9	都立浅草高校	今戸1-8-13
	谷中小学校	谷中2-9-16	都立蔵前工科高校	蔵前1-3-57
	台東育英小学校	浅草橋2-26-8	都立白鷗高校	元浅草1-6-22
	田原小学校	雷門1-5-14	ことぶきこども園	寿1-10-9
	松葉小学校	松が谷1-13-16	福祉プラザ台東清峰会	清川2-14-7
	金竜小学校	千束1-9-9	産業研修センター	橋場1-36-2
	上野小学校	東上野6-16-8	東上野区民館	東上野3-24-6
	浅草小学校	花川戸1-14-15	老人福祉センター	東上野2-25-14
	千束小学校	浅草4-24-11	台東一丁目区民館	台東1-25-5
	富士小学校	浅草4-48-9	生涯学習センター	西浅草3-25-16
東浅草小学校	東浅草2-27-19			
二次避難所防災備蓄倉庫	特別養護老人ホーム浅草	浅草4-26-2	ケアハウス松が谷	松が谷4-4-3
	特別養護老人ホーム谷中	谷中2-17-20	老人保健施設千束	千束3-20-5
	特別養護老人ホーム竜泉	竜泉2-10-6	フレスコ浅草	浅草5-33-7
	特別養護老人ホーム台東	台東1-25-5	橋場すみれ園	橋場1-10
	福祉プラザ台東清峰会	清川2-14-7	サナサンテ入谷	竜泉1-19-7
	松が谷福祉会館	松が谷1-4-12	とりこえ助産院	鳥越2-12-2
帰宅困難者防災備蓄倉庫	根岸社会教育館	根岸5-18-13	雷門地下駐車場	雷門2-18先
	小島社会教育館	小島1-5-2	TX浅草駅	西浅草3-1-11
	台東区役所	東上野4-5-6	台東区民会館	花川戸2-6-5
	浅草文化観光センター	雷門2-18-9	浅草公会堂	浅草1-38-6
	台東リバーサイドスポーツセンター	今戸1-1-10	上野中央地下駐車場	上野2-13先
上野イーストタワー	東上野2-16-1			
広域防災備蓄倉庫		筑西市広域防災備蓄倉庫	茨城県筑西市下中山818	

3. エリア別防災拠点備蓄倉庫、避難所相関図



エリア名	拠点防災備蓄倉庫	集積防災備蓄倉庫	避難所		
上野エリア	上野7丁目倉庫	上野地区センター	忍岡小学校	黒門小学校	
根岸・入谷 エリア	防災広場根岸の里	防災用根岸職員住宅	根岸小学校	柏葉中学校	金曾木小学校
			竜泉福祉センター	大正小学校	金竜小学校
			旧坂本小学校※		
谷中エリア	谷中防災コミュニテ ィセンター		谷中小学校	上野高校	上野中学校
			忍岡中学校※		
南部エリア	台東複合施設	台東寮	御徒町台東中学校	平成小学校	台東区中小企業振 興センター
		蔵前JPテラス	蔵前小学校	台東一丁目区民館	忍岡高等学校
		ヒューリック浅草橋ビル	柳北スポーツプラザ	台東育英小学校	浅草中学校
		河川敷倉庫	蔵前工科高等学校		

※旧坂本小学校跡地の新たな活用が実施されるまでの間、根岸・入谷エリアの旧坂本小学校は谷中エリアの忍岡中学校に避難所を変更しているため、防災備蓄に関する考え方もそれに準ずるものとする。

エリア名	拠点防災備蓄倉庫	集積防災備蓄倉庫	避難所防災備蓄倉庫		
浅草・中部 エリア	生涯学習センター	北上野一丁目倉庫	生涯学習センター	駒形中学校	旧下谷小学校
		台東保健所	上野小学校	松葉小学校	浅草小学校
		浅草公会堂	東上野区民館	台東区老人福祉センター	白鷗高等学校
			白鷗高校附属中学校	ことぶきこども園	田原小学校
北部エリア	清川清掃車庫	オーケーストア橋場店	東泉小学校	たなか多目的センター	福祉プラザ台東清峰会
		コーナン PRO 浅草店	東浅草小学校	石浜小学校	産業研修センター
		山谷堀広場	千束小学校	富士小学校	浅草高等学校
			桜橋中学校		

第7章 支援物資等輸送

過去の災害では、被災地域まで支援物資等が届いているにも関わらず、各避難所に配送する手段がないため、避難者へ物資が行き届かない事案が多数発生しました。

特に輸送拠点から各避難所等までの「ラストワンマイル」の物資配送の重要性を踏まえ、国や都、他自治体等とも連携・協力して、速やかに支援物資を受入、配送できる体制の整備を図ります。

1. 支援物資

本区は発災後の備蓄物資の提供に加えて、支援物資の拠点を設置し、国、都及び応援市区町村等からのプッシュ型支援による物資の受入体制を整えています。

自治体協定締結一覧

協定名	相手方	内容
台東区及び墨田区防災相互協定	墨田区	防災業務に関する相互協力
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	23区	災害時の相互協力及び相互支援
台東区と姉妹・友好都市との災害時相互応援協定	宮城県大崎市 長野県諏訪市 栃木県日光市 福島県南会津町 福島県会津美里町 大分県豊後大野市	
台東区と村山市との災害時相互応援協定書	山形県村山市	
台東区と鹿追町との災害時相互応援協定書	北海道鹿追町	
台東区と筑西市との災害時相互応援協定書	茨城県筑西市	
台東区と長浜市との災害時相互応援協定書	滋賀県長浜市	
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	東京都、都内区市町村	

2. 地域内輸送拠点

大規模災害が発生した場合、国、都及び応援市区町村等からの支援物資や協定事業者からの調達物資等が台東区に輸送されます。

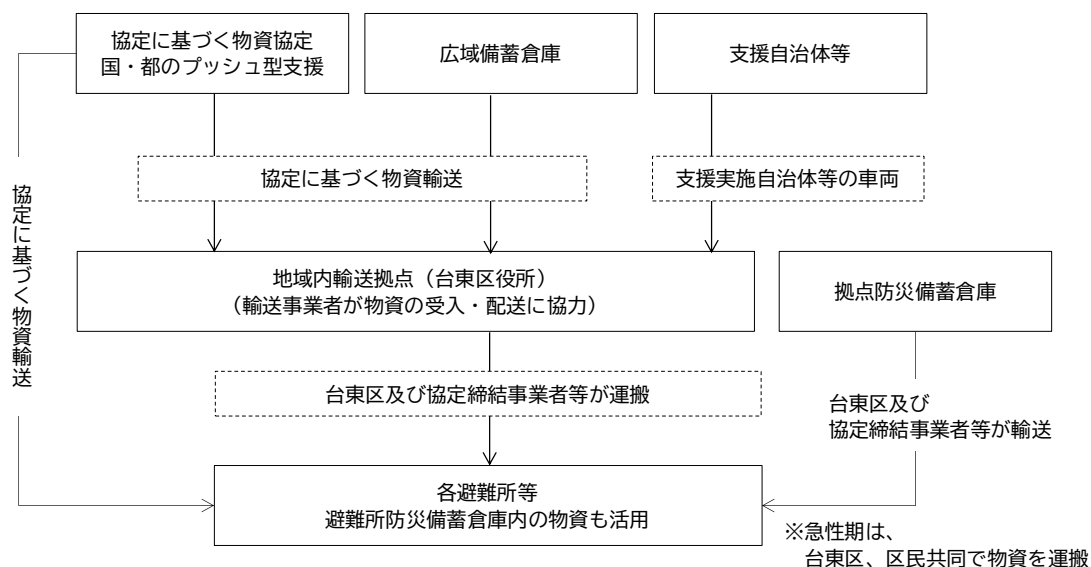
本区では、区地域防災計画において、災害時に支援物資を受入れ、各避難所へ円滑に輸送するための地域内輸送拠点を「台東区役所」と指定しています。

【地域内輸送拠点】

台東区役所

東京都台東区東上野4丁目5番6号

3. 地域内輸送拠点と拠点防災備蓄倉庫と各避難所間の輸送体制



4. 物資輸送協定

専門的技術を有する団体等に対して、輸送車両等の確保と地域内輸送拠点運営支援の協力を要請します。

災害時における物流業務等の協力に関する協定	
相手方	東京都トラック協会台東支部
協定内容	物資輸送、物資受入・荷役・仕分け・出庫、資機材・車両供給、物流コーディネーター派遣

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定	
相手方	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部
協定内容	災害時緊急輸送業務

災害時における台東区と郵便事業株式会社との相互協力に関する覚書	
相手方	郵便事業株式会社 上野支店、浅草支店
協定内容	緊急連絡用車両の貸与、施設及び用地を避難所・物資集積場所等としての一時貸与 など

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	
相手方	佐川急便株式会社
協定内容	支援物資配送計画策定及び配送、支援物資ニーズ収集 荷役作業及び人員確保・資機材の提供、物資集積拠点の設置など

第8章 災害備蓄物資の管理

1. 備蓄物資の入替について

(1) 食料品・医療品・衛生用品・生活用品

各品目の保管期限に基づき、計画的に入れ替えを実施しています。

(2) 資器材

定期点検にて品質が保たれていない、耐用年数の経過又は不足が生じた場合に購入します。

2. フードロス対策について

賞味期限間近の食料・飲料水は、自主防災組織訓練、区主催イベントや区有施設等での防災意識啓発を目的とした配布の他、保育園や幼稚園、学校での防災教育等でご利用いただいております。また、社会福祉協議会や子ども家庭支援センター等へ提供し、有効活用します。

3. 備蓄物資の見直し等について

(1) 物資の適正配置について

今後も必要な物資を備蓄するよう点検を定期的に行い、それに伴った物資の拡充及び見直し、適切な配置となるように再配置をします。また、備蓄状況については、年1回公表等を行います。

(2) 令和7年1月内閣府公表「災害用物資・資機材等の備蓄状況調査」結果について

調査で国が示した備蓄品の一部は、物資品目の重複や保管方法などに課題があるほか、物資協定や流通備蓄などにより、別途、調達を行うことから、区が整備する備蓄とは必ずしも一致するものではありません。

引き続き、国等のガイドの改定や定期的な点検などの機会を捉え、区民の生命や尊厳を災害から守るための備蓄品の整備を検討します。

4. その他

(1) デジタル化の推進

区の備蓄管理の可視化や国・他自治体との連携を図るためのシステム導入等、業務の効率化と標準化に努め、「そこに！ある、すぐに！わかる、使える」防災備蓄倉庫の仕組みを検討します。

(2) 避難所運営委員会との連携

避難所の運営主体として組織している避難所運営委員会との協議を進め、備蓄品の使用を想定した実働訓練などを実施することにより、発災時により使いやすい備蓄倉庫の環境整備を目指します。

